

消防団員の自動車運転免許取得補助制度ができました

平成 29 年 3 月以降に取得した普通免許では総重量 3.5 t 未満の車両しか運転できなくなり、消防ポンプ車(約 4 t ~ 5 t)は運転不可になってしまいました。

また、近年若年層を中心に「A T 限定免許」取得者が拡大傾向にあり、今後は消防団に入っても「M T の消防車両を運転できない」方が増える可能性があります。

		乗車定員		10人以下	29人以下	30人以上		
車両総重量	最大積載量	区分		普通	中型	大型		
11 t 以上	6.5 t 以上	大型		大型自動車				
11 t 未満	6.5 t 未満	中型	中型自動車					
8 t 未満	5 t 未満						中型 (8 t 限定) ※平成19年6月1日までに普通免許取得された方	
7.5 t 未満	4.5 t 未満	準中型	準中型 ※平成29年3月12日以降に免許取得される方					
5 t 未満	3 t 未満		準中型 (5 t 限定) ※平成29年3月11日までに免許取得された方					
3.5 t 未満	2 t 未満	普通	普通免許 ※平成29年3月12日以降に免許取得された方					

【八幡平市消防団員自動車運転免許取得事業補助金】

○補助対象者

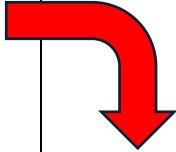

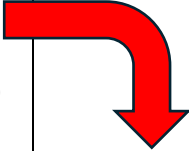
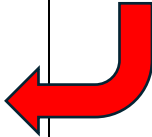
八幡平市消防団の団員であって、次のいずれにも該当する者

- 1) 自身が所属する分団の消防車両を運転するために必要な自動車の運転免許を取得していない者
- 2) 本事業により中型、準中型免許を取得した日又はA T 限定解除をした日から起算して5年以上八幡平市消防団に所属し、団員として活動することを誓約する者
- 3) 市税の滞納がない者

○補助金の額

自動車教習所の講習、受検に要する費用(初回に行われるものに限る。)及び運転免許試験、免許交付に係る手数料の2分の1(上限10万円)

消防団員自動車運転免許取得事業補助金申請の流れ

申請者（団員）	八幡平市
<p>①補助金の申請</p> <p>次の書類を揃えて市防災安全課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金交付申請書（様式第1号） ・ 保有する自動車運転免許証の写し ・ 自動車教習所が発行した各事業に要する経費の見積書（経費の内訳が確認できるもの） ・ 市税の滞納がないことを証する書類（3か月以内発行） ・ その他市長が必要と認めるもの 	 <p>②補助金交付決定通知書の交付</p> <p>申請内容を審査し、申請者（団員）に対して送付します。</p>
<p>③自動車教習所の申込み～免許取得</p> <p>補助金交付決定通知書を受け取った後に、自動車教習所に入所申込みを行ってください。教習所を卒業した後、免許を取得してください。</p>	
<p>④実績報告書・補助金交付請求書の提出</p> <p>免許の取得後、次の書類を揃えて市防災安全課へ提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績報告書（様式第4号） ・ 補助金交付請求書（様式第5号） ・ 新たに受けた運転免許証の写し ・ 経費（教習、免許証交付手数料）の領収書の写し 	 <p>⑤補助金の交付</p> <p>内容を審査し、補助金を交付します。</p>
<p>⑥補助金の受領</p> <p>指定口座へ補助金が振り込まれます。</p>	
<p>詳しくは、市防災安全課までお問い合わせください。</p> <p>電話：0195-74-2111</p>	